

ユニット型指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム四條畷荘運営規程

(目的)

- 第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が運営するユニット型指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム四條畷荘（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。
- 3 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第2条 この施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 特別養護老人ホーム四條畷荘
- (2) 所在地 : 大阪府四條畷市北出町 28 番 1 号

(入居定員)

第3条 施設の入居定員は120名とする。

(ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第4条 ユニット数 : 12ユニット

ユニット入居定員：明治通り1丁目ユニット	10名
明治通り2丁目ユニット	10名
大正通り1丁目ユニット	10名
大正通り2丁目ユニット	10名
昭和通り1丁目ユニット	10名
昭和通り2丁目ユニット	10名
弥生の里1丁目ユニット	10名
弥生の里2丁目ユニット	10名
飛鳥の里1丁目ユニット	10名
飛鳥の里2丁目ユニット	10名
平安の里1丁目ユニット	10名
平安の里2丁目ユニット	10名

(職員の区分及び定数)

第5条 施設に次の職員を置く。

- (1) 施設長(管理者) 1名
- (2) 副施設長 1名以上
- (3) 生活相談員 2名以上
- (4) 介護職員 40名以上
- (5) 看護職員 5名以上
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
- (7) 介護支援専門員 2名以上
- (8) 医師 1.2名以上
- (9) 管理栄養士 1名以上

2 前項に定めるものの他必要ある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

(職務)

第6条 職員の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長(管理者)
施設の業務を総括する。施設長に事故のあるときは、副施設長が職員の職務を代行する。
- (2) 副施設長
副施設長は、管理者を補佐し、施設の事務を掌理する。
- (3) 生活相談員
入居者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (4) 介護職員
入居者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (5) 看護職員
入居者の看護、保健衛生の業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員
入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員
入居者の介護支援に関する業務に従事する。
- (8) 医師
利用者の診察及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (9) 管理栄養士
給食管理、入居者の栄養指導に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第7条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

- (1) 優愛委員会
- (2) ケアプラン会議
- (3) 入居選考委員会
- (4) 苦情解決委員会
- (5) 感染症対策会議
- (6) リスクマネジメント委員会
- (7) 楽食委員会
- (8) 褥瘡対策委員会
- (9) 労働安全衛生委員会
- (10) 経営マネジメント委員会
- (11) 介護リーダー会議
- (12) 生産性向上推進会議
- (13) 人材育成委員会
- (14) 地域福祉推進委員会
- (15) 広報委員会
- (16) 身体拘束適正化検討委員会
- (17) 医療ケア推進委員会
- (18) 口腔衛生管理委員会
- (19) 認知症チームケア推進委員会

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

(利用料その他の費用の額)

第8条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、当該指定介護老人福祉施設サービスについて介護保険法第48条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（告示上の額）から当該ユニット型施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入居者から

受ける。

- (1) 食事の提供に要する費用 1, 5 4 0 円／日
 - (2) 居住に要する費用 ユニット型個室 2, 4 0 0 円／日
 - (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき、入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費（別途消費税要）
 - (4) 貴重金品管理料（8 0 円／日）
 - (5) 喫茶代 1 0 0 円（税込） ～
 - (6) 理美容代 2, 0 0 0 円（税別）／回 ～
 - (7) レクリエーション、クラブ活動の材料代等 材料代等の実費（別途消費税要）
 - (8) 複写代 複写物 1 枚につき 1 0 円（税込）
 - (9) 居室に持ち込まれる電化製品の電気代
テレビ 1 0 円（税込）／日
冷蔵庫 2 6 円（税込）／日
 - (10) 指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、入居者に負担させることが
適当と認められるもの。（実費）
 - (11) 第 1 号及び第 2 号について、介護保険法施行規則第 8 3 条の 6 又は同規則第 1 7 2 条の 2 の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。
 - (12) 第 2 号について、入院又は外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護に利用する場合は、当該入居者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護利用者から短期入所の滞在費を徴収する。
- 4 施設は、第 3 項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又は家族に対し、当該サービスの内容、費用の額について説明を行い、入居者及び家族の同意を得るものとする。
- 5 施設は、第 3 号各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日のサービス提供開始前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。
- ただし、介護保険法の改正等により利用料金等が急遽変更された場合はこの限りではない。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第 9 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、居住費等その

他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得る。

（提供拒否の禁止）

第 1 0 条 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。

（サービス提供困難時の対応）

第 1 1 条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

（受給資格等の確認）

第 1 2 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

（要介護認定の申請にかかる援助）

第 1 3 条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の 3 0 日前には行われるように必要な援助を行う。

（入退所）

第 1 4 条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供する。

2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努める。

3 施設は、入居申込者の入居に際しては、居宅介護支援事業者に対する照会等により、入居申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

4 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居

者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討する。

- 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 6 施設は、入居者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及び家族の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助のため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（サービス提供の記録）

- 第15条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種別及び名称を、退居に際しては退居の年月日を当該入居者の被保険者証に記載する。
- 2 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

（保険給付のための証明書交付）

- 第16条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

- 第17条 施設は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。
- 2 サービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことが出来るよう配慮して行う。
- 3 サービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 施設は、入居者の自立した生活を支援することを基本とし、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 施設の職員はサービスの提供に当たって、入居者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する

行為を行わない。

- 7 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録する。
- 8 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
- 9 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設サービス計画書の作成)

- 第18条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」と言う）は、施設サービス計画の作成にあたっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置づけるよう努める。
 - 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現抱えている問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握する。
 - 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」と言う）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行う。
この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対し十分に説明し、理解を得る。
 - 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
 - 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
 - 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得る。
 - 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付する。

- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」と言う）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - （１）定期的に入居者に面接する。
 - （２）定期的にモニタリングの結果を記録する。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
 - （１）入居者が要介護更新認定を受けた場合。
 - （２）入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。
- 12 必要に応じて第２項から第８項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

（介護）

- 第１９条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。
- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
 - 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことが出来るよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。但し、やむを得ない場合には、清拭を行う。
 - 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
 - 5 施設は、オムツを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのオムツを適切に取り替える。
 - 6 施設は、前各号に規定するものの他、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
 - 7 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
 - 8 施設は、入居者の負担により、当該施設の職員以外のものによる介護を受けさせない。

（食事）

- 第２０条 施設は、栄養ケア計画に基づく、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。

- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供すると共に、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立した食事を取ることが出来るよう必要な時間を確保する。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことが出来るよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を取ることを支援する。

(相談及び援助)

第21条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第22条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供すると共に、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代って行う。
 - 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図ると共に、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
 - 4 施設は、入居者の外泊の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第23条 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、個別機能訓練計画に基づき、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

- 第24条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- 2 施設の医師は、その行った健康管理に対し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しないものについては、この限りではない。
 - 3 施設は、入院及び治療を必要とする入居者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人信愛会 暇生会脳神経外科病院
所在地	四條市市中野本町28-1
連絡先	072-877-6639

診療科	内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科等
-----	------------------------------

医療機関の名称	医療法人河北会 河北病院
所在地	寝屋川市河北東町19-1
連絡先	072-822-3663
診療科	内科、心療内科、リハビリテーション科、整形外科、皮膚科

医療機関の名称	医療法人山弘会 上山病院
所在地	寝屋川市秦町15-3
連絡先	072-825-2345
診療科	内科・循環器科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科 泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科

医療機関の名称	一般財団法人 大阪府結核予防会 大阪複十字病院
所在地	大阪府寝屋川市打上高塚町3番10号
連絡先	072-821-4781
診療科	内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、放射線科 リハビリテーション科、臨床検査科

協力歯科医療機関

医療機関の名称	たいじ歯科医院
所在地	四條畷市楠公1-11-48
連絡先	072-803-4618

医療機関の名称	うえやま歯科
所在地	門真市千石西町15-26 ロイヤルコートII105号
連絡先	072-803-8550

(入居者の入院期間中の取扱い)

第25条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて便宜を提供すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入居出来るようにする。

(入居者に関する保険者への通知)

第26条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付し

て、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由無に指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認めるとき。
- (2) 偽り、その他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第27条 施設の管理者は、当該施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 施設の管理者は、職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第28条 計画担当介護支援専門員は、第18条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入居申込者の入居に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービスの利用状況等を把握する。
- (2) 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、職員の間で協議する。
- (3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退去のために必要な援助を行う。
- (4) 入居者の退去に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものと密接に連携する。
- (5) 第17条第7項に規定する身体拘束等の様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録する。
- (7) 第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

(勤務体制の確保等)

第29条 施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉サービスを提供することが出来るよう、職員の勤務の体制を定める。

- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たって、入居者が安心して日常生活を送ることが出来るよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 施設は、当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。但し、入居者に対する施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 4 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第30条 施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(緊急時の対応)

第31条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うと共に必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第32条 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が生じた場合は速やかに市町村、入居者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じる。

2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第33条 施設は、非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年2回以上行う。

2 施設は、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定める。

(業務継続計画)

第34条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、介護従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第35条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

(重要事項の掲示)

第36条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、苦情処理体制の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第37条 施設の職員及び職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らしてはならない。又、秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第38条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者またはその従業者から、当該施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第39条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 施設は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 5 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 施設は、国民健康保険団体連合会の求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き)

第40条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」と言う）を行わない。

- 2 施設は前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束に係る態様及び時間その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (3) 入居者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(高齢者虐待防止について)

第41条 施設は、入居者等の人權の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人權意識の向上や知識の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援を実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

- 2 施設はサービス提供中に、当該施設または養護者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携)

第42条 施設は、運営に当たっては地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行うなどの地域との交流に努める。

- 2 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第43条

施設・整備の使用上の注意

- (1) 居室及び共有施設、敷地をその本来の用途に従って利用していただく。
- (2) 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたのにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入居者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合がある。
- (3) 入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとする。但し、その場合、入居者のプライバシー等の保護について、十分配慮を行う。
- (4) 事業所の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできない。

- 2 喫煙

事業所内の喫煙スペース及び、規程の時間以外での喫煙はできない。

- 3 サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、協力医療機関において診療や入院治

療を受けることができる。(但し、協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではない。また、協力医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもない。)

(会計の区分)

第44条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第45条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 施設サービス計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 身体拘束等の態様及びその時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録。
 - (4) 入居者に関する保険者への通知に関する記録。
 - (5) 苦情の内容等の記録。
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録。
- (虐待の防止のための措置に関する事項)

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第46条 施設は、虐待の発生及びその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ①施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ②施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第47条 入居者は、次に掲げる事項を遵守すること

- ① 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- ② 火気の取扱いに注意すること。
- ③ けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- ④ その他管理上必要な指示に従うこと。

(法令との関係)

第48条 この規程に定めのない事項については、介護保険法並びに関係法令に定めるところによる。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月12日から施行する。

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

この規程は、平成18年12月5日から施行する。

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年1月13日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年7月4日から施行する。

この規程は、平成26年10月27日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年1月20日から施行する。

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年11月1日から施行する。

この規程は、令和8年6月1日から施行する。